

一般廃棄物収集施設補助金について

【対象】

○小山市の設置許可を受けている収集所で、収集施設を設置・改修するものであること

※収集所の新設に伴って設置を行う場合は、前もって収集所の設置許可を受けてください

○コンクリート、ブロック、金網、板等を使用した、箱状構造の物を製作し設置等するもの、
または、市販の大型固定式収納庫を設置等するものであること

※自治会会員で製作・購入・設置等をする場合は、自治会振興費（補助率35%）の補助対象となることもあります

※自治会以外で設置・改修する場合は対象外です

【補助額】

○設置・改修に要した経費の3分の1（上限20万円）

※1,000円未満端数は切り捨て

※自治会の口座へ、振込にてお支払いします

【申請方法】

○事業開始の2週間前までに、持参・郵送にて環境課へ申請書類を提出してください

■申請書類

(1) 小山市一般廃棄物収集施設補助金交付申請書

(2) 位置図

(3) 平面図または構造図

(4) 見積書 ※工事見積書、または物品見積書

(5) 土地占有同意書（借地の場合）

小山市役所 環境課

TEL：0285-22-9276・9286

補助金振込までの流れ

